

# 安全設備規則

規則

## 2020年 第1回 一部改正

2020年6月30日 規則 第27号

2020年1月22日 技術委員会 審議

2020年6月11日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (\*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

2020年6月30日 規則 第27号  
安全設備規則の一部を改正する規則

「安全設備規則」の一部を次のように改正する。

改正その1

## 2 編 検査

### 1 章 通則

#### 1.1 一般

1.1.2 を次のように改める。

##### 1.1.2 検査の種類

~~検査の種類は次の(1)から(6)に示すとおりとする。以下本章において(2)、(3)及び(4)を定期的検査と言う。~~

(1) ~~登録検査~~登録のための検査（以下、登録検査という。）

登録検査の種類は、次の通りとする。

(a) 製造中登録検査

(b) 製造後登録検査

(2) 登録を維持するための検査（以下、維持検査という。）

維持検査の種類は、次の通りとする。以下、本章では、(a)、(b)及び(c)を定期的検査と言う。

~~(a)~~ 年次検査

~~(b)~~ 中間検査

~~(c)~~ 定期検査

~~(d)~~ 臨時検査

~~(e)~~ 不定期検査

~~2. 登録検査の種類は、製造中登録検査及び製造後登録検査とする。~~

##### 1.1.3 検査の実施及び時期\*

-6.を次のように改める。

##### -6. 不定期検査

~~不定期検査は、登録を受けた設備が、規則に常時適合していること及び船舶の所有者による適切な保守、運用が行われていることに疑いがある場合であって船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件 1.4-3.に該当する疑いがあり、かつ、本会が検査により設備の現状等を確認する必要があると認めた場合に行う。検査においては、おのおの場合に応じ、必要な事項について検査又は試験あるいは調査を行い検査員が満足する状態にあることを確認する。~~

附 則（改正その1）

1. この規則は、2020年6月30日から施行する。

## 附属書 4-2.1.19

## ナブテックス受信機

## 1.1 一般

1.1.1 を次のように改める。

## 1.1.1 一般

ナブテックス受信機は、次に掲げる要件に適合するものであること。

(1) 海上安全情報を有効に受信し、印刷又は表示又は印刷（この場合、印刷出力のための接続部を設けること）することができるもの（受信する文字誤り率が4%以下であり、1行に少なくとも32文字（日本語ナブテックス受信機にあっては、30文字）印刷又は表示することができるもの）であり、かつ、受信した海上安全情報を他の航海設備又は通信設備へ伝達するための接続部を備えるものであること。ここでいう「有効に受信し、表示又は印刷することができるもの」とは、次のものをいう。

(a) 国際ナブテックス受信機にあっては、次に掲げる要件に適合するもの。

- i) 国際電気通信連合無線通信規則で規定された周波数（518 kHz）で機能する第1受信部と、第1受信部と同時にナブテックス用の他の2つ以上の周波数（490 kHz 及び 4209.5 kHz）で機能する第2受信部の、2つの受信部を備えていること。受信情報の表示又は印刷については、第1受信部によって受信されたものが優先されること。
- ii) それぞれの受信部は、一方の受信部による受信情報の表示又は印刷がもう一方の受信部の受信を妨げないものであって、それぞれの受信部の受信する文字の誤差率が4%以下のものであること。
- iii) 表示装置又は印刷装置は、1行に少なくとも32文字表示又は印刷することができるものであること。
- iv) 表示装置は、少なくとも16行表示できるものであって、通常想定される全ての使用条件において容易に視認できる設計・大きさであること。
- v) 表示装置は、海上安全情報を表示した後、自動的に改行又は表示完了の標示をするものであること。印刷装置は、受信した海上安全情報を印字完了後、自動的に改行するものであること。
- vi) 自動的に改行されたことにより単語が分断された場合には、分断されたことが分かるように表示又は印刷することができるものであること。
- vii) 受信した海上安全情報の文字に誤りが検出された場合には、当該文字の代わりに「\*」を表示又は印刷することができるものであること。
- viii) 表示装置が専用のものである場合は、次の要件に適合すること。
  - 1) 非圧縮の海上安全情報を受信したときは、受信通知が直ちに表示され、確認時又は24時間後まで表示され続けること。
  - 2) 非圧縮の海上安全情報自体も表示されること。
- ix) 印刷装置が専用のものでない場合は、次のいずれかを選択して印刷することができるものであること。
  - 1) 受信した全ての海上安全情報
  - 2) 記憶装置内の全ての海上安全情報

- 3) 受信周波数, 位置, 海上安全情報の指定等の全ての海上安全情報
  - 4) 表示されている全ての海上安全情報
  - 5) 表示されている中から選んだ任意の海上安全情報
  - x) 他の航法装置又は通信装置へのデータ転送のために 1 以上の適切なインターフェースが備え付けられていること。
  - xi) 専用の印刷装置がない場合には, 印刷装置と接続する標準的なインターフェースが備え付けられていること。
  - xii) 他の航法装置又は通信装置との全てのインターフェースは, IEC 規格 61162 に適合するものであること。
  - xiii) 決議 MSC.302(87)に適合する警戒通報管理のインターフェースが備え付けられていること。
- (b) 日本語ナブテックス受信機にあつては, 次に掲げる要件に適合するもの。
- i) 表示装置又は印刷装置は, 1 行あたり 16 文字以上で 10 行以上又は 1 行当たり 10 文字以上で 16 行以上の表示又は印刷することができるものであること。
  - ii) 表示装置は, 通常想定される全ての使用条件において容易に視認できる設計・大きさであること。
  - iii) 前(1)(a)v), vii), viii), ix) (3)を除く) 及び xii)の要件に適合しているものであること。
- (2) 検索又は救助の情報を受けた場合には, 警報を発するものであること。この警報は, 船橋において聞き取ることができること。また, 警報の停止は手動でのみ行えること。
- (3) 海上安全情報 (航行警報, 気象警報並びに検索及び救助の情報を除く。) の選択受信が可能であり, かつ, その選択受信状態を表示すること (少なくとも 6 時間の電源の停止があっても消去されないこと。) ができるものであること。また, 選択表示が可能なものについては, 表示されていない海上安全情報を直ちに表示できるものであること。
- (4) 国際的に指定された周波数に対応する受信装置及び海上安全情報伝達用として認められている他の 2 以上の周波数に対応する受信装置を備えるものであつて, 受信した海上安全情報を有効に蓄積 (それぞれの受信装置につき 200 件以上の海上安全情報を蓄積でき, 60 時間以上 72 時間以内に自動的に消去されること。また, 蓄積容量を超える海上安全情報を受信した場合にあつては, 最も古い海上安全情報が消去されること。) することができるものであること。ここでいう「有効に蓄積することができるもの」とは, 次に掲げる要件に適合するものをいう。
- (a) 各受信装置の内部に国際ナブテックスにあつては平均 500 文字の海上安全情報を 200 件以上, 日本語ナブテックスにあつては平均 250 文字の海上安全情報を 190 件以上蓄積できること。
  - (b) 蓄積された海上安全情報が利用者によって消されることがないこと。
  - (c) 蓄積した海上安全情報には, 新しい海上安全情報によって上書きされないように保存符号を付けることができること。ただし, 保存符号のついた海上安全情報を蓄積できるのは, 容量全体の 25 % までとすること。保存符号が必要でなくなったときは, 任意に解除できること。
  - (d) 蓄積容量を超える海上安全情報を受信した場合には, 保存符号が付いていない海上安全情報であつて最も古いものが消去されること。

(e) 海上安全情報を誤差率 4 %以下で受信することができた場合のみ、当該情報の ID が蓄積されること。

(f) 国際ナブテックスにあってはそれぞれの受信機ごとに少なくとも 200 以上、日本語ナブテックスにあっては 190 以上の海上安全情報の ID が蓄積できること。

((5)から(13)は省略)

## 附属書 4-2.1.20

## 高機能グループ呼出受信機

### 1.1 一般

#### 1.1.1 一般

(1)を次のように改める。

高機能グループ呼出受信機は次に掲げる要件に適合するものであること。

(1) 海上安全情報を有効に受信及びし、表示又は印刷をすることができるものであること。ここでいう「有効に受信及びし、表示又は印刷をすることができるもの」とは、次に掲げる要件に適合するものをいう。

((a)から(e)は省略)

(f) 決議 MSC.252(83)に適合する航海機器に接続するインターフェースとともに備え付けられており、また、GMDSS において使用する船舶用統合無線通信システム (IMO 総会決議 A.811(19)) への相互接続のための手段を含む場合は、印刷することができないものであっても差し支えない。

(g) インターフェースについて、附属書 4-2.1.19 中、1.1.1(1)(a)x, xii)及び xiii)を準用する。

((2)から(13)は省略)

### 附 則 (改正その 2)

1. この規則は、2020 年 6 月 30 日から施行する。
2. 2019 年 7 月 1 日より前に船舶に搭載されるナブテックス受信機及び高機能グループ呼出受信機については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。

---

# 安全設備規則検査要領

要  
領

2020年 第1回 一部改正

2020年6月30日 達 第18号

2020年1月22日 技術委員会 審議

2020年6月30日 達 第18号  
安全設備規則検査要領の一部を改正する達

「安全設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

## 1 編 総則

### 1 章 通則

#### 1.1 一般

##### 1.1.3 特殊な船舶

-2.を次のように改める。

-2. 特殊目的船の救命設備については、本会が適当と認めた場合には、~~IMO 総会決議 A.534(13)~~MSC.266(84)に規定される該当規定によることができる。なお、特殊目的船とは、鋼船規則 A 編 2.1.39(1)及び(2)に規定するもの並びに 12 人未満の旅客を含めて 12 人以上を搭載し、その用途（機能）のために機関により自己推進する船舶をいう。ただし、国際航海に従事しない当該船舶については、その規定にかかわらず、本会の指示するところによるものとする。

#### 附 則

1. この達は、2020年6月30日から施行する。